

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

令和 3 年 1 月 20 日付け菟野町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

菟野町コミュニティバス（路線定期運行）の運賃（三重交通運行分）

(1) 運賃の種類及び額

運賃の種類及び額等を次の通り令和 3 年 4 月 1 日から変更する

運賃の種類	運賃の額（1 乗車につき）	運賃の額（1 乗車につき）
	現金支払 【現状と同じ】	交通系 IC カード <sup>(注1)</sup> 支払 【新たに設定】
大人	200 円	180 円
高齢者、障がい者、小児	100 円	90 円

(注 1) 交通系 IC カードとは、国内交通事業者が発行する金銭的価値等を記録した IC チップを内蔵するカードのうち、運行委託事業者が使用を認めたカードをいう。

(2) 発売を休止する乗車券

次の乗車券の発売は令和 3 年 3 月 31 日をもって休止する。

ただし、発売済乗車券の使用については当分の間可能とする。

乗車券名称	乗車券の内容	価格
コミュニティバス 回数乗車券	11 枚綴りの乗車券。	大人用：2,000 円 高齢者、障がい者、小児用：1,000 円

(3) 新規に発売する乗車券

次の乗車券を令和 3 年 3 月 20 日から新たに発売する。

乗車券名称	乗車券の内容	対象者	使用可能期間	価格
コミュニティバス 学生 1 DAYPASS	使用可能期間内の任意の 1 日において、コミュニティバスが何度でも乗車可能。	中学生、高校生、大学生、専門学校などの学生	春期：3 月 20 日～4 月 10 日 夏期：7 月 20 日～8 月 31 日 冬期：12 月 20 日～1 月 10 日	200 円

令和 3 年 1 月 20 日

菟野町地域公共交通会議  
会長 平井 満